

お知らせ・追記版

ワシントン条約附属書Ⅲに *Anguilla rostrata*(アメリカウナギ)が追加掲載されます

2025年12月23日
経済産業省 貿易経済安全保障局
貿易管理部 野生動植物貿易審査室

この度、ドミニカ共和国からワシントン条約附属書Ⅲに「ウナギ目ウナギ科」の「*Anguilla rostrata*」を掲載するとの提案があり、2026年1月7日付けて効力が発生します。具体的な掲載については別紙を御参照ください。

効力発生日以降、別紙の動物種を含む貨物を輸出入される場合には、外国為替及び外国貿易法に基づく手続き等が新たに必要となりますので、十分御注意ください。

特に、効力発生日前後の輸出入手続きの取扱いについては、以下の取扱いとなります。

附属書Ⅲに新たに掲載される種の貨物について

○当該種の標本(動物の個体、個体の部分又は派生物をいう。以下同じ。)を輸入する場合

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸入申告が正当なものとして受け付けられた場合には、条約の適用を受けない種の取扱いで輸入することができます。

効力発生日以降の輸入申告では附属書掲載の条約関連貨物として扱われますので、所定の手続きを行ってください。

手続きは[こちら](#)をご覧ください。

○当該種の標本を輸出する場合

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸出が許可され、当該貨物の輸出先国(輸入国)における輸入日も改正附属書の効力発生日より前の場合には、条約の適用を受けない種の扱いで輸出することができます。

輸出先国(輸入国)において、改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合には、輸出先国(輸入国)より、条約に基づく「CITES 輸出許可・再輸出証明書又は原産地証明書」の提出を求められますので、附属書Ⅲに従ったCITES 輸出許可書等の取得手続を行ってください。

手続きは[こちら](#)をご覧ください。

※「原産国」の定義について:ワシントン条約における原産国とは、「野生から捕獲・採取、飼育下での繁殖、または人工的に繁殖した国」のことです。EPA(経済連携協定)等でいう原産国とは異なります。

例として、原産地証明書の原産国にアジア地域が記されている場合、アメリカウナギはアジアには生息しておらず、また商業的な繁殖も普及していないため、上記の原産国の定義に沿った適切な原産地証明書を再提出いただく必要がありますのでご注意ください。

なお、このお知らせは、現時点でワシントン条約事務局が発出した事務局通報(以下の URL 参照)から引用・仮訳したものです。今後、最終的に文言等が変更となる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。(仮にこのお知らせと事務局通報の内容が異なる場合は、事務局通報が優先されます)

事務局通報「NO.2025/117」

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2025-117.pdf>

御不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室
電話 03-3501-1723(直通)

(別紙)

◆2026年1月7日付け新たにワシントン条約附属書Ⅲに掲載されるもの

学名等	一般的和名等	掲載国名
【FAUNA】	【動物界】	
「ACTINOPTERI」	「条鰓綱」	
《《ANGUILLIFORMES》》	《《ウナギ目》》	
<ANGUILLIDAE> <i>Anguilla rostrata</i>	<ウナギ科> アメリカウナギ	ドミニカ共和国

ドミニカ共和国原産のアメリカウナギのワシントン条約附属書Ⅲ掲載により 必要となる手続について

輸入編

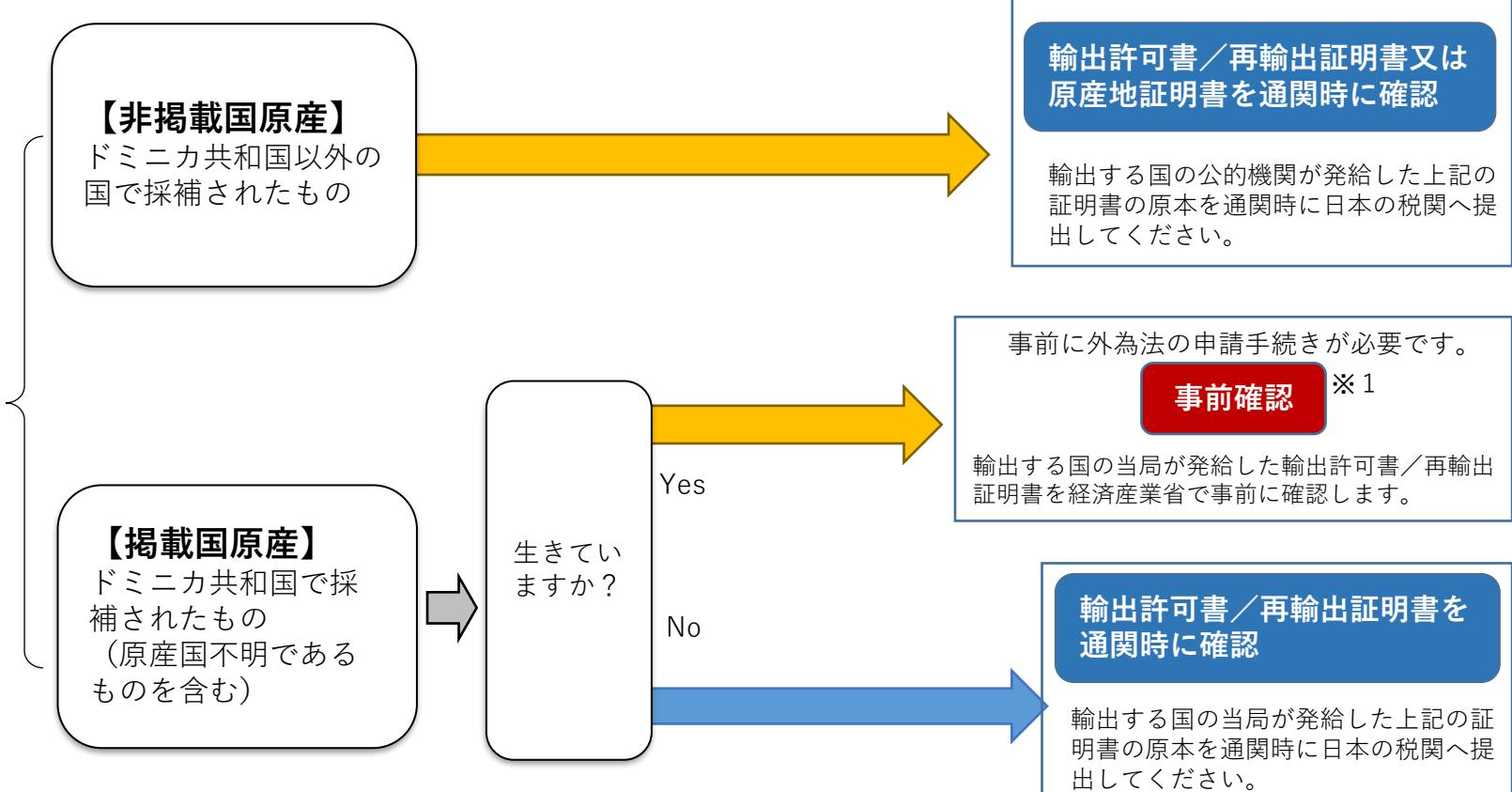
- ドミニカ共和国の要請に基づくワシントン条約事務局の通知により、同国原産のアメリカウナギ（学名：*Anguilla rostrata*）がワシントン条約附属書Ⅲに掲載されます。（発効日は2026年1月7日）
- これに伴い、アメリカウナギの輸入時には、輸出国当局の発給する再輸出証明書、又はドミニカ共和国でない国が原産であることを証する原産地証明書を税関へ提出することが必要になります。（ドミニカ共和国原産の生きているものについては、上記証明書に加えて、あらかじめ経済産業省で確認手続（事前確認）が必要です。）

※ヨーロッパウナギ（附属書Ⅱに掲載）についても従前通りワシントン条約に基づく手続が必要です。

※それ以外のウナギについても、種が確認できるよう、インボイス等に学名を入れるようしてください。

※「原産国」の定義について：ワシントン条約における原産国とは、「野生から捕獲・採取、飼育下での繁殖、または人工的に繁殖した国」のことです。EPA（経済連携協定）等でいう原産国とは異なりますので、ご注意下さい。

口ストラータ種の輸入



条約適用前取得の場合

輸出国の管理当局からソースコードOが付された証明書が発給されます。

当該ウナギが条約適用前（2026年1月6日以前）に採捕されたことを示す証拠書類（条約適用前の日付から現在までの取引を証する書類等）を輸出国の管理当局に提出することが必要になります。※上述の原産地証明書でも構いません。



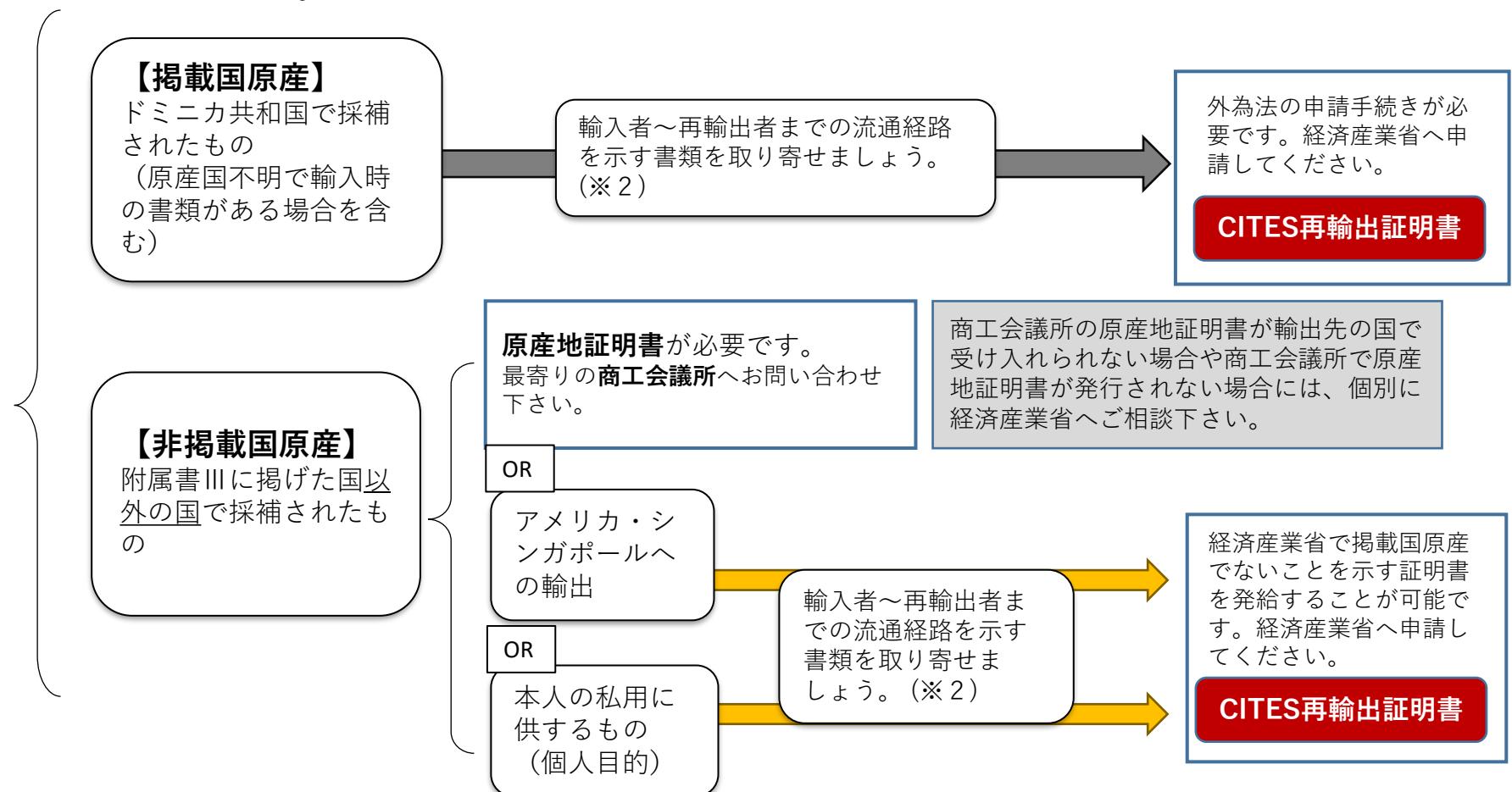
（※1）事前確認手続について、詳細は以下のHPをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_im4_syorui.html#shinsei8

日本からアメリカウナギ（学名：*Anguilla rostrata*）（製品含む）を再輸出する場合、再輸出証明書（経済産業省が発給）又はドミニカ共和国でない国が原産であることを証する原産地証明書（商工会議所が発給）を、日本及び相手国それぞれの税関に提出することが必要になります。

※ヨーロッパウナギについても従前通りワシントン条約に基づく手続が必要です。
※それ以外のウナギについても、種が確認できるよう、インボイス等に学名を入れるようにしてください。

ロストラータ種の再輸出※1



(※1) ロストラータ種は日本には自生しておらず、全て海外で捕獲されたもので、一度輸入されたものの「再輸出」となります。

(※2) 「輸入者～再輸出者の流通経路を示す書類」とは、輸入時に相手国政府が発給したCITES許可書（再輸出証明書・条約適用前証明書等を含む）、日本の税関が発行した輸入許可通知書、譲渡者や販売者が発行した譲渡証明書又は販売証明書、水産流通適正化法に基づく適法漁獲等証明書又は取引等記録を言います。
詳細は以下のページにてご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_ex4_syorui.html#shinsei3

条約適用前取得の場合

経済産業省で再輸出証明書の発給をする場合、ソースコード0を付した再輸出証明書を発給します。当該ウナギが条約適用前（2026年1月6日以前）に採捕されたことを示す証拠書類（条約適用前の日付から現在までの取引を証する書類等）又はソースコード0の許可書を用いて輸入したウナギであることを示す書類（再輸出証明書及び輸入許可通知書、及びその後の取引を証する書類等）を経済産業省に提出することが必要になります。

